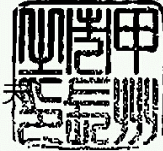


甲州介第 120 号  
令和 2 年 5 月 11 日

一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会  
峡東支部支部長 茄子川 修 様

甲州市長 鈴木 幹夫



新型コロナウイルス感染拡大における  
居宅介護支援の臨時的な取扱いについて (回答)

日ごろから甲州市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 15 日付で質問のあった 2 件について別紙のとおり回答します。

甲州市役所 介護支援課 介護保険担当  
〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1  
TEL : 0553-32-5066 (直通)

## 別紙

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の中で、介護支援専門員自身が感染者若しくは濃厚接触者となり一定期間出勤停止となった場合、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当にかわりケアマネジメントを行うと想定される。その場合、常勤換算でひとり当たりの請求件数が40件を超えてしまう場合も想定されるが、運営基準減算には該当しないのか示されたい。

回答 今回の新型コロナウイルス感染症に介護支援専門員自身が感染者、若しくは濃厚接触者となり、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、居宅介護支援費の減額を行わないこととする。

※令和元年10月15日事務連絡令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて：参照

2. 新型コロナウイルス感染拡大が進む中で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員すべてが感染者若しくは濃厚接触者となり、出勤停止・事業休止になる可能性がある。その場合、契約している利用者のケアマネジメントが継続困難となり、利用者の自立支援が損なわれる。その場合、緊急措置として他の居宅介護支援事業所が一時的にケアマネジメントを行う等の対応することは可能か？また、可能な場合の具体的な取り扱いについて示されたい。

回答 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第6条では、サービス提供困難時の対応としては、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないとしている。

居宅介護支援事業所の中で介護支援専門員すべてが感染者若しくは濃厚接触者となった場合、利用者への説明と同意を得る中で、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用し柔軟に対応することはさしつかえない。なお、事業所内のすべての介護支援専門員が感染等による入院のため、ケアマネジメントが継続困難な場合は、利用者及びその家族、引継ぎ先の介護支援事業所の同意を得る中で、すみやかに引継ぎを行い、利用者の不利益を最小限に抑えるよう努めること。